

社会福祉法人 六満学園
役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人六満学園（以下「法人」という。）の理事監事役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席したときは、その実費を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、交通費の実費請求額とする。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。